

鶴岡市農業用水確保緊急支援事業

高温少雨、渇水による干ばつ被害を防ぐため、地域共同で行う渇水対策事業を支援します

1. 対象者 地域の水利組合、生産組合等
 ※個人の取組を除く
2. 対象期間 令和7年7月1日から8月31日まで
3. 対象事業 緊急的に実施する地域共同による農業用水確保の取組
 (借上料、燃料費、消耗品費、委託料等)
 取組例
 ・可搬ポンプを使用した取水
 ・重機を使用した簡易水路の整備
 ・車両による農業用水の運搬 等
 ※農業者への労務対価の支払いは対象となりません
 ※上記以外の取組については、担当までご相談ください
4. 補助率 1/2以内
5. 申請期限 令和7年10月31日(金)
6. その他 多面的機能支払と中山間地域等直接支払を活用した農業用水確保の取組も可能です

問合せ先	本所 農山漁村振興課 農村整備班	電話	35-1298
	藤島庁舎 産業建設課	電話	64-5809
	羽黒庁舎 産業建設課	電話	26-8777
	櫛引庁舎 産業建設課	電話	57-2114
	朝日庁舎 産業建設課	電話	53-2118
	温海庁舎 産業建設課	電話	43-4616